

また、特別教育・その他の教育を開催することによって、受講者が今後担当する業務の技術を習得できるよう質の高い教育を実施します。また、法改正に対応するため、特化物作業主任者や石綿関係の資格の充実を図ります。

(1) 作業主任者技能講習の開催

足場の組立て等作業主任者等 7 種類 (延べ 15 回)

(2) 就業制限技能講習の開催

高所作業車 (高さ 10 メートル以上) 運転業務等 6 種類
(延べ 20 回)

(3) 特別教育、その他の教育の開催

ローラー運転業務等 9 種類 (延べ 44 回)

5、工事現場パトロールの実施

現場の安全管理の手法として、建設工事現場安全パトロールを実施している事業所は少なくありませんが、建災防の建設工事現場安全パトロールでは、事業の直接の関係者に加え、他の事業者、建設労働組合、安全指導者、行政関係者、発注者等の参加を求めることにより、多方面から見た安全管理の重要性の共有化を図ります。

(1) 建災防分会主催の安全パトロールの実施

(行政との連携)

(2) 木造等低層住宅工事安全委員会によるパトロールの実施

(三重労働局指導)

6、安全衛生関係表彰等の実施

長期に亘って労働災害防止に熱心に取り組み、その成果が認められ、他の事業所などの模範となる事業場、個人及び協力会等に対して表彰を実施致します。

(1) 建設業労働災害防止協会三重県支部長表彰

当支部で審査、決定し、三重県産業安全衛生大会で表彰

(10月6日)

(2) 建設業労働災害防止協会会長表彰

当支部が本部に推薦し、本部が審査、決定し、全国建設業労働災害防止大会の初日に表彰 (10月7日)

(3) 優良職長厚生労働大臣顕彰

当支部が本部に推薦し、それを本部が審査し厚生労働省に推薦する。東京都で厚生労働省が顕彰式を開催

(令和4年1月実施予定)

7、広報、周知活動の実施

会員事業所に対して、行政通達、本部通達、「年間安全衛生計画」、

「建設の安全」、「建災防三重」、行事实施要項、令和3年度各種講習案内、安全衛生用品カタログ等の配布等により、必要な情報（法改正、災害発生状況、講習、教育予定等）の周知を図ります。

8、三重労働局が令和3年

「死亡事故ゼロ・アンダー2,000 みえ推進運動」

を県下労働災害防止団体と共同で展開し、建設業が同運動の重点業種に指定されていることから当支部も積極的に同運動に参加し労働災害減少を目指します。